

一般行政と社会教育行政の連携

馬場 祐次朗  
平成29年1月23日

1 行政の基盤

- (1) 法令：法律，政令，省令，条例，規則，告示，訓令，通達
- (2) 組織：行政主体（国・都道府県・市町村）  
行政部門（一般行政部門・行政委員会〔教育委員会〕）
- (3) 財政：歳入・歳出（教育費，社会教育費，公民館費・・・）

※生涯学習推進・社会教育に関する主な法令

日本国憲法（1946年），教育基本法（1947年），学校教育法（1947年），地方自治法（1947年），教育委員会法（1948年），文部省設置法（1949年），社会教育法（1949年），図書館法（1950年），博物館法（1951年），青年学級振興法（1953年），地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔地教行法〕（1956年），スポーツ振興法（1961年），生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律〔生涯学習振興法〕（1990年），文部科学省設置法（1999年），教育基本法（2006年），スポーツ基本法（2011年）

2 教育行政の基本原則

中立性，継続性，安定性の確保

★教育基本法第16条①

教育は，不当な支配に服することなく，この法律及び他の法律に定めるところにより行われるべきものである。教育行政は，国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下，公正かつ適正に行われなければならない。

3 教育と学習の関係

(1) 教育と学習は異なる

- ・教育…ある人間を望ましい姿に変化させるために，身心両面にわたって，意図的，計画的に働きかけること。教える者と教わる者の関係であり，教える側には教わる者を良くしようという「意図」や「目的」がある。(Education/Instruction)  
家庭教育，学校教育，社会教育に大別される。
- ・学習…学ぶこと。分かるようになっていくこと。あくまでも各個人が行う (Learning)。

(2) 社会教育と生涯学習は異なる

- ・社会教育…個人の要望や社会の要請に応え，社会において行われる教育(教育基本法第12条)。  
学校（連携型認定こども園を含む）の教育課程として行われる教育活動を除き，主として青少年及び成人に対して行われる教育（体育及びレクリエーションの活動を含む）(社会教育法第1条)。
- ・生涯学習…自己の充実・啓発や生活の向上のため，自発的意思に基づき，必要に応じ，自己に適した手段・方法を選択して，生涯を通じて行う学習 [1981（昭和56）年中央教育審議会答申「生涯教育について」]

4 社会教育行政と生涯学習振興行政

(1) 社会教育行政の定義

- ・社会教育行政とは、国や地方公共団体が人々の自発的な学習を基礎として行われる社会教育を促進援助して、できるだけ多くの人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図ることを目的とする作用（1971年社会教育審議会答申）
- ・すなわち、社会教育行政とは、社会教育を促進・支援する行政の組織、機能であり、その機能は国は文部科学省が、地方公共団体では教育委員会が専属する。

(2) 社会教育行政の役割

- ・社会教育行政の基本的役割は、社会教育を奨励・振興すること。  
[個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。（教育基本法第12条①）]  
[国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。（教育基本法第12条②）]
- ・社会教育行政の任務は、社会教育の奨励・振興に必要な条件整備と環境の醸成を行うこと。  
[社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自らの実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。（社会教育法第3条①）]  
[国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及び奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与すること。（社会教育法第3条②）]  
[社会教育が学校教育や家庭教育との密接な関連性を有することに鑑み、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育向上に資することになるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。（社会教育法第3条③）]

(3) 生涯学習振興行政の定義

- ① 生涯学習振興行政とは、生涯学習の理念に則って、その理念を実現するための施策を推進する行政。
- ② 社会教育行政や学校教育行政によって個別に実施される施策を中心として、首長部局（一般行政）において実施される生涯学習に資する施策等も含む。
- ③ 教育行政及び一般行政の各分野ごとの施策において、それぞれ生涯学習の理念に配慮しつつ、各施策を推進することは必要であるが、その全体を総合的に調和・統合させるための行政が生涯学習振興行政の固有の領域。【2008（平成20）年中教審答申】

(4) 生涯学習振興行政の役割

- ① 社会教育行政、学校教育行政、一般行政の生涯学習関連施策の推進に関し連携を推進し、全体として生涯学習の振興を図ること。そのための体制整備・充実。
- ② 学社融合などの融合的な生涯学習支援の領域への寄与。学校教育と社会教育の両方が関わる領域は、従来の学校教育行政、社会教育行政だけでは不十分。
- ③ 様々な学習機会、生涯学習関連施設・機関・団体等に関する情報提供・学習者のための相談体制の整備、連絡調整等
- ④ 学習成果の評価と活用

(5) 生涯学習振興のための都道府県・市町村の体制

- ① 都道府県生涯学習審議会の設置
  - ・都道府県に都道府県生涯学習審議会を置くことができる。（生涯学習振興法第10条①）
  - ・都道府県生涯学習審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。（生涯学習振興法第10条②）
- ② 生涯学習推進本部の整備

法的な機関ではないが、知事や教育長の下に「生涯学習推進本部」という全庁的な連絡調整機能をもつ行政組織が整備され、生涯学習審議会の答申等を受けながら生涯学習の推進に取り組む都道府県も見られた。

### ③市町村の体制

市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。(生涯学習振興法第11条)

この規定を受けて、都道府県と同様に生涯学習審議会等を設置するところも見受けられた。

④生涯学習の振興施策は、教育委員会だけではなく、首長部局でも様々な部局で取り組まれている。そうした生涯学習振興行政の要として中核的役割を担うのが社会教育行政である。

## (6) 社会教育行政と生涯学習振興行政との関係

社会教育行政は、学校教育として行われる教育活動を除いた組織的な教育活動を対象とする行政。国民一人一人の生涯の各時期における人間形成という「時間軸」と社会に存在する各分野の多様な教育機能という「分野軸」の双方から学校教育の領域を除いた組織的な教育活動を対象としており、その範囲は広がりを持ち、生涯学習振興行政において社会教育行政は中核的な役割を担うことが期待されている。【2008（平成20）年中教審答申】

## 5 社会教育行政の位置付けを巡る動向

### (1) 首長等からの移管要望

近年、政府による行財政改革の推進に伴い、地方分権や規制緩和の動きが加速される中で、これまで教育委員会が専管してきた社会教育行政について、首長への移管への要望・意見が強く出されるようになっていった。

①2001（平成13）年2月19日全国市長会「学校教育と地域社会の連携強化に関する意見－分権型教育の推進と教育委員会の役割の見直し－」

- ・生涯学習等の事務の所管の変更 [生涯学習など学校教育以外の分野については、縦割り型ではなく多方面からの総合的な対応が望ましいこと、教育の政治的中立性確保といった理由から特に教育委員会の所管とすべき強い事情があるとも考えられないことから市町村長の所管とすることが適当である。]
- ・市町村長と教育委員会の連携強化 [今後、地域が一体となった教育を推進するためには、広く教育委員会が所管する事務について、住民の代表である市町村長の移行が適切に反映されるよう、市町村長と教育委員会との間で定期的な協議を行うなど、可能な限りの意思疎通を図ることが望ましい]

②2005（平成17）年6月6日全国市長会「分権時代の都市自治体の在り方について」

- ・教育委員会制度の選択的導入 [都市自治体における教育行政の実施については、教育委員会を設置して行うか、首長の責任の下で行うか、あるいは弾力化を図るかなど、都市自治体が自主的に選択可能な制度としてすべきである。]
- ・幼稚園、生涯学習・社会教育、文化・スポーツに関する権限の首長への移管 [幼稚園・保育所、生涯学習・社会教育、文化・スポーツ、…これらの分野に関する事務については、縦割り型ではなく、多方面からの総合的な対応が望ましく、また、合議体である教育委員会の所管すべき強い事情があるとも考えられないことなどから、原則として首長の責任の下で行うこととすべきである。]

③2005（平成17）年9月全国市長会「義務教育における地方分権の推進に関する基本的考え方（提言）」

- ・教育委員会の選択制の導入 [現行の教育委員会制度については、形骸化している、或いは合議制により機動性・弾力性が欠如している、責任体制が不明確である等の指摘がある。…このため都市自治体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、市長の責任の下で行うか、選択可能な制度とすべきである。]
- ・生涯学習等の事務の市長部局への移管 [生涯学習・文化振興等に係る分野については、現在

一部の市長部局が補助執行を行っているが、基本的には教育委員会の所管と位置付けられている。こうした分野については、教育委員会の所管とすべき強い事情があるとも考えられない。また、市民センターや美術館・図書館・博物館・体育館等に見られるようにこうした行政については、街づくりや人づくりという観点から、都市自治体において、むしろ教育委員会という枠を超えて、総合行政の中で、市長主導で、その責任の下に行うことを原則とすべきである。]

④2012（平成 24）年 7 月 12 日全国知事会「今後の義務付け・枠づけの見直し（第 4 次見直しに向けた提案事項）」

**【教育委員会と首長の権限配分の弾力化】**

・地方分権改革推進委員会第 3 次勧告に基づき、教育委員会の設置を選択制とすべき。また、既に首長が行うことができる文化に関する事務と関連する図書館、博物館等社会教育に関する業務のうち、地域の実情に応じ、首長の下での一元的な事務の実施を可能とすべき。

⑤2012（平成 24）年 7 月 24 日全国市長会「さらなる『基礎自治体への権限移譲』及び『義務付け・枠づけの見直し』について（提案）」

・社会教育主事の必置義務の廃止 [民間活力の活用が進められている市においては、社会教育主事の行う職務が効果的ではなくなっている状況にある。社会教育主事の必置規制を撤廃することにより、市の自主的な活動が促進されるとともに、民間活力が一層促進される。]

・公民館運営方針の弾力化 [公民館においては、営利を目的とした事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することができないことになっており、ネーミングライツを実施することや、個展において作品を販売することなど、これらの創意工夫に基づく活動ができない状況にある。現行の公民館運営における営利活動に係る規定の枠づけを撤廃することにより、市の公民館の有効活用が図られるとともに、文化・芸術活動の振興を図ることができる。]

(2) 国の審議会の答申等の対応

①1998（平成 10）年生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」

・社会教育における中立性の確保は極めて重要であり、その行政の執行に当たっても、特定の党派的、宗教的影響から中立性を確保する必要がある。このような趣旨から、社会教育行政は、地方公共団体において首長から独立した行政委員会である教育委員会が所管している。

②2005（平成 17）年 1 月 13 日中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会「地方分権時代における教育委員会の在り方について（部会まとめ）」

・学校教育及び社会教育に関する事務については、教育の政治的中立性の確保及び教育の自主性の尊重のため、引き続き教育委員会が担当すべき。

・文化財保護に関する事務については、引き続き教育委員会の担当を基本としつつ、一定の必要性がある場合には、文化財保護と開発行為との調整の仕組みを整えた上で、地方自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにすることを検討すべき。

・文化・スポーツ等に関する事務については、基本的には教育委員会の担当とする利点が大いと考えられるが、自治体の実情や行政分野の性格に応じ、自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにすることを検討すべき。

③2007（平成 19）年 3 月 10 日中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）」

**【責任ある教育行政の実現のための教育委員会等の改革（地教行法の改正）】**

・教育における地方分権の推進 [教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとする。]

④2013（平成 25）年 7 月中央教育審議会生涯学習分科会「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」

### 【社会教育に関する事務の所管についての今後の方向】

- ・社会教育に関する事務については、学校教育との連携や生涯学習社会の構築の観点から、学校教育行政と一体として担当することの利点が多いものと考えられる。一方、自治体の組織編成における自由度を拡大する観点から、地方自治体の実情や行政分野の性格に応じ、自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにするなど、弾力化を図っていくことも一考に値すると考えられる。

### (3) 法律改正への動き

#### ①社会教育行政の法律上の位置付け

社会教育行政は、教育委員会が専属で行うことが法律上も明確に規定されている。

#### ・【地方自治法第 180 条の 8】

教育委員会は、別に法律に定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

#### ・【地教行法第 21 条（教育委員会の職務権限）】

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1.教育委員会の所管する学校その他の教育機関の設置、管理、及び廃止に関すること。
- 2.教育委員会の所管する学校その他の教育機関のように供する財産の管理に関すること。
- 3.教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。

12.青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

#### ②地教行法の改正と社会教育行政の危機

2008（平成 20）年 4 月の地教行法の改正の影響を受け、社会教育行政の一般行政部局への移管の動きが見られるようになっている。

但し、この改正においても、社会教育行政は引き続き教育委員会が専属で行うことになっている。

#### ・【地教行法第 23 条（職務権限の特例）】

地方公共団体は、…条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか、又はすべてを管理し、及び執行することができる。

- 1.スポーツに関すること（学校体育を除く）
- 2.文化に関すること

## 6 生涯学習社会の構築と社会教育行政の課題

### (1) 教育基本法・社会教育関連法の改正と社会教育行政の方向性

#### ①教育基本法の改正

1) 生涯学習の理念、2) 家庭教育、3) 学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力について新たに規定されたほか、教育の目標に「新たな『公共』」の視点が導入されたことや、社会教育についても「社会の要請」に応える展開が求められることとなった。

#### ②社会教育法の改正

1) 生涯学習の振興への寄与、2) 学校、家庭、地域住民等の連携協力の促進、3) 情報化の進展への対応、4) 児童・生徒を対象とした放課後に行う学習機会の提供、5) 社会教育における学習成果を活用した教育活動等の提供、6) 学校の求めに応じた社会教育主事の助言、7) 社会教育関係団体に対する補助金交付に関する諮問の例外、8) 公民館の運営状況に関する評価と情報提供の実施等が社会教育行政の役割として新たに加わった。

#### ③図書館法、博物館法の改正

1) 社会教育における学習成果を活用した教育活動等の提供、2) 司書、学芸員に対する研修の実施、3) 施設の設置及び運営に関する望ましい基準の策定、4) 施設の運営状況に関する評価

と情報提供の実施等が新たに加わった。

(2) 知の循環型社会の構築と社会教育行政の役割

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～

【2008（平成20）年中央教育審議会答申】

①我が国の置かれた厳しい状況を踏まえて、今後必要とされる「総合的な力」を国民一人一人が身に付けることを支援するため、生涯学習振興方策の方向性として、次の2点を指摘。

- ・国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える－  
そのため、1) 多様な学習機会の提供、2) 学習成果の社会的通用性の向上等が必要。
- ・社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－  
そのため、1) 地域社会全体での目標の共有化、2) 連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開を期待。

②具体的な方策として、1) 社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実、2) 学習成果を生かす機会の充実、3) 身近な地域における家庭教育支援基盤の形成、4) 学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進等を提言した。

(3) 地域学校協働活動の推進への期待

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」【2015（平成27）年12月中央教育審議会答申】

今日、地域や家庭、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況ある中、子供たちにこれからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働して活動を展開することにより、社会総がかりでの教育の実現を図る必要があるとして、これからの学校と地域の目指す方向性として、1) 地域とともにある学校への転換、2) 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築、3) 学校を核とした地域づくりの推進を提言した。

(4) 学習成果を活用した地域課題解決への期待

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」【2016（平成28）年5月中央教育審議会答申】

[第二部]

－生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について－

人口減少や科学技術イノベーション、グローバル化などに対応するため、個人が自己の責任と判断で課題解決に取り組むこと、地域社会が住民の力を総合して地域課題を解決することが求められており、今後の施策の方向性として、1) 各種課題に対応する多様な学習機会の充実とともに、2) 学習した成果が適切に評価され、活用につながるような、「学び」と「活動」の循環（生涯学習プラットフォーム）を形成していく必要があると提言した。

(5) 社会教育行政を取り巻く課題への対応

①「地方創生」に資する社会教育の展開（地方創生を担う人づくり）

首長部局やNPO等地域の多様な主体との連携・協働の推進の必要性

②行財政改革や地方分権推進

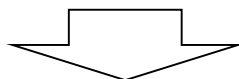
※社会教育行政の危機 [地教行法の改正（2008（平成20）年4月）

第24条の2（職務権限の特例）

地方公共団体は、…条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか、又はすべてを管理し、及び執行することができる。

一 スポーツに関すること（学校体育を除く）

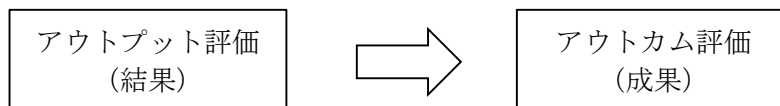
二 文化に関すること



## 社会教育行政の一般行政部局への移管の動き

### ③行政評価制度の導入

教育行政は、政策の有効性を短期的には検証しにくいですが、目標の設定（計画）とその検証、及び検証結果の公表は必要。



## 7 一般行政と社会教育行政の連携

### (1) 一般行政の社会教育関連事業（国の場合の例）

①総務行政…地域振興・地方創生（NPO）、情報通信技術（ICT利活用）、共生社会（少子高齢化対策、青少年育成、男女共同参画、食育）、国民生活（消費者教育）等

★まち・ひと・しごと創生推進本部…創生総合戦略

②法務行政…人権啓発・教育等

③厚生労働行政…健康・生きがいづくり、子育て支援、キャリア形成等

④経済産業行政…エネルギー、ものづくり、グローバル人材の育成等

⑤国土交通行政…防災、インフラ整備、まちづくり、観光等

⑥環境行政…環境学習・教育、ESD等

⑦その他、外務行政、農林水産行政による調査研究等の施策

### (2) ネットワーク型社会教育行政の必要性

#### ●「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」

〔1998（平成10）年生涯学習審議会答申〕

①生涯学習社会の構築に向けて社会教育行政が中核的な役割を果たすため、生涯学習関連機関・施設、団体等と連携したネットワーク型の社会教育行政の必要性を提言した。

②この答申の言うネットワークとは、「人々の学習活動・社会教育活動を、社会教育行政のみならず、様々な立場から総合的に支援していく仕組み」。

③社会教育行政が、学校・高等教育機関等、社会教育関係団体、民間教育事業者、NPO、首長部局等と連携し、新たなパートナーシップを形成していく必要性を強調。

### (3) 連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開への期待

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」

〔2008（平成20）年中央教育審議会答申〕

今後は生涯学習振興行政・社会教育行政においても、他の分野における取組等も各地域において参考としつつ、行政の側がより積極的に「出向いて行く」ことにより、支援を必要としているが自ら積極的に来ない者や来たくとも来られない者等に対するきめ細かい対応も期待される。

### (4) 今後の社会教育行政の取組の方向性

「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」〔2013（平成25）年1月〕

『ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築』

・社会教育行政が抱える課題として、①地域コミュニティの変質への対応、②多様な主体による社会教育事業の展開への対応、③社会教育の専門的職員の役割の変化への対応を挙げた。

・その上で、こうした課題解決のため、社会教育行政は、

①従前の自前主義からの脱却し、教育委員会のみならず首長部局等関係部局、初等中等学校や大学等高等教育機関、NPOはじめ民間団体、企業等との積極的・効果的連携を仕掛けること。

②地域社会を担う人材の育成と社会教育主事を要とし、さまざまな地域人材を結ぶ体制の構築。

⇒ネットワーク型行政の推進

(5) 教育再生会議や中央教育審議会の審議の方向性と社会教育行政

①教育再生実行会議 [2013 (平成 25) 年 1 月 15 日閣議決定]

※第 6 次提言 [2015 (平成 27) 年 3 月 4 日]

『「学び続ける」社会, 全員参加型社会, 地方創生を実現する教育の在り方について』

- a. 社会に出た後も, 誰もが「学び続け」, 夢と志のために挑戦できる社会へ
- b. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ
- c. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

②中央教育審議会答申

- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」 [2015 (平成 27) 年 12 月 21 日]
- ・「個人の能力と可能性を开花させ, 全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」 [2016 (平成 28) 年 5 月 30 日]

(6) ネットワーク型行政を進めるための前提

★生涯学習関連施策の体系化を考える【計画づくり】

①生涯学習関連施策の体系化とは…生涯学習という一定の原理により, 生涯学習関連事業の各部分・諸領域を系統的に統一する動き。

②生涯学習関連施策の体系化を考える視点

a. 学習機会の拡充・整備の視点

- ・発達課題 (乳幼児期, 少年期, 青年期, 高齢期等)
  - ・学習の場 (学校, 家庭, 社会)
  - ・学習内容 (専門・職業教育, 教養教育, コミュニティ形成教育)
- これらの視点から事業を分類し, 全体としてのバランスを考えることが重要。

b. 学習機会のネットワーク化の視点

それぞれの事業について, より効果的な運営を図るため, 事業者の主体性を確保しながら事業相互の整合性を図り, 連携・協力を進めることが必要。

c. 学習機会に関する情報提供・学習相談の視点

学習者が適切な学習機会を選択できるよう, 情報提供・学習相談等のシステム整備を図る。

③生涯学習関連施策の体系化に不可欠な資質

- ・アンテナを高くする。
- ・自分の立ち位置を確認する。

まずは, 一般行政で行われている様々な生涯学習関連施策の情報収集したうえで, 社会教育行政の役割を明確化する必要がある。

(7) 連携を進める上の課題

①目的・目標・プログラムの共有化

②責任と役割の明確化

③情報・専門性・人材の活用

④社会教育行政の ファシリテート・コーディネート機能の強化

★連携の意義

①時間の限定性の問題

連携が時間・期間が限定されるのか, 永続を想定しているのかによって, 連携の質や意味, 意義が異なってくる。一般的には, 特定の目標があって, その目標達成のための戦略として採用される。

②自律性の問題

連携する機関同士がそれぞれ自立的になっている必要がある。各機関には独自のミッションがあり, 相互に対等な立場に立って, 目標達成を最重要課題として様々な決定がなされる。